

白山野々市広域事務組合障害者活躍推進計画

機関名	白山野々市広域事務組合
任命権者	組合長
計画期間	令和2年4月1日～令和4年3月31日（2年間）
白山野々市広域事務組合における障害者雇用に関する課題	白山野々市広域事務組合は、職員数が39人でありこれまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。 現時点では、職員の中には障害者がいないため、組織的な体制整備は必要ないと考えられる。
目標	
1 採用に関する目標	障害者雇用の推進に関する理解を促進する (評価方法) 毎年の任免状況報告により把握・確認
2 定着に関する目標	なし
取組内容	
1 障害者の活躍を推進する体制整備	○ 障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○ 現時点では、職員の中に障害者はいないが、障害者である職員が採用される場合相談窓口を設定する。
2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○ 障害者が従来業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○ 今後採用する障害者については相談窓口への相談のほか、定期的に面談により必要な配慮等の有無を把握しその結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○ なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲内で適切に実施する。 ○ 募集・採用の際は、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4 その他	○ 各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。

白山野々市広域事務組合障害者活躍推進計画

機関名	白山野々市広域事務組合議会
任命権者	議長
計画期間	令和2年4月1日～令和4年3月31日（2年間）
白山野々市広域事務組合における障害者雇用に関する課題	白山野々市広域事務組合議会は、職員数が2人でありこれまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。 現時点では、職員の中には障害者がいないため、組織的な体制整備は必要ないと考えられる。
目標	
1 採用に関する目標	職員は白山野々市広域事務組合（組合長部局）からの出向職員で構成されており、独自の募集・採用は行っていない。
2 定着に関する目標	なし
取組内容	
1 障害者の活躍を推進する体制整備	○ 職員は白山野々市広域事務組合（組合長部局）からの出向職員で構成されているため独自の職員の募集・採用は行っていないことから、障害者雇用推進者は組合長部局と同一の総務課長を選任する。 ○ 現時点では、職員の中に障害者はいないが、障害者である職員が採用される場合相談窓口を設定する。
2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○ 障害者が従来業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○ 相談窓口への相談のほか、定期的に面談により必要な配慮等の有無を把握しその結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○ なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲内で適切に実施する。
4 その他	○ 各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。

白山野々市広域事務組合障害者活躍推進計画

機関名	白山野々市広域事務組合監査委員
任命権者	代表監査委員
計画期間	令和2年4月1日～令和4年3月31日（2年間）
白山野々市広域事務組合における障害者雇用に関する課題	白山野々市広域事務組合監査委員会は、職員数が1人でありこれまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。 現時点では、職員の中には障害者がいないため、組織的な体制整備は必要ないと考えられる。
目標	
1 採用に関する目標	職員は白山野々市広域事務組合（組合長部局）からの出向職員で構成されており、独自の募集・採用は行っていない。
2 定着に関する目標	なし
取組内容	
1 障害者の活躍を推進する体制整備	○ 職員は白山野々市広域事務組合（組合長部局）からの出向職員で構成されているため独自の職員の募集・採用は行っていないことから、障害者雇用推進者は組合長部局と同一の総務課長を選任する。 ○ 現時点では、職員の中に障害者はいないが、障害者である職員が採用される場合相談窓口を設定する。
2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○ 障害者が従来業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○ 相談窓口への相談のほか、定期的に面談により必要な配慮等の有無を把握しその結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○ なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲内で適切に実施する。
4 その他	○ 各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。

白山野々市広域事務組合障害者活躍推進計画

機関名	白山野々市広域消防本部
任命権者	消防長
計画期間	令和2年4月1日～令和4年3月31日（2年間）
白山野々市広域事務組合における障害者雇用に関する課題	<p>白山野々市広域消防本部に在職する職員は消防吏員のみで事務吏員は在職しておらず、これまで職員募集も職種を消防吏員に限り、受験資格にいくつかの身体基準を設け、障害者に限定した募集・採用は行っていない。</p> <p>現時点では、職員の中には障害者がいないため、組織的な体制整備は必要ないと考えられる。</p>
目標	
1 採用に関する目標	消防吏員は、障害者雇用率制度の除外職員であるように、消防吏員については、今後も障害者に限定した募集・採用を行うことは困難と考える。
2 定着に関する目標	なし
取組内容	
1 障害者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者雇用推進者として庶務課長を選任する。</li> <li>○ 現時点では、職員の中に障害者はいないが、中途障害者として身体障害者となった職員が在籍することとなった場合は、相談窓口を設定する。</li> </ul>
2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○ 障害者が従来業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談窓口への相談のほか、定期的に面談により必要な配慮等の有無を把握しその結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</li> <li>○ なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲内で適切に実施する。</li> </ul>
4 その他	○ 各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。